

芦市保第4495号
平成30年1月31日

芦屋市国民健康保険運営協議会
会長 原 秀敏 様

芦屋市長 山 中 健



芦屋市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が制定され、平成30年度から国民健康保険の県単位化が施行されることに伴い、保険料の賦課に関する基準等に係る所要の規定を整理するとともに、被保険者間の保険料負担の均衡を図ること等を目的として、芦屋市国民健康条例を別紙のとおり改正する。

以 上

国民健康保険条例の改正について

1 改正の内容

- (1) 基礎賦課総額の算定の基準となる額について、表1に掲げる額の見込額から表2に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(第9条の3関係)

表1

改正案	現 行
次に掲げる額の合算額	次に掲げる額の合算額
ア 療養の給付等に要する費用等の額	ア 療養の給付等に要する費用等の額
イ 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(基礎賦課額分)の額	イ 前期高齢者納付金等の納付に要する費用等の額
ウ 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額	ウ 保健事業に要する費用の額
エ 財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額	エ 共同事業の拠出金の納付に要する費用の額
オ 保健事業に要する費用の額	オ 高額共同事業の拠出金の納付に要する費用の2分の1の額
カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額	カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額

表2

改正案	現 行
次に掲げる額の合算額	次に掲げる額の合算額
ア 国の補助金の額	ア 療養給付費負担金の額
イ 県及び市の補助金及び貸付金の額	イ 国及び県の調整交付金の額
ウ 国民健康保険保険給付費等交付金の額	ウ 特定健康診査等に要する費用の額
エ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入の額	エ 国の補助金の額
	オ 県及び市の補助金及び貸付金の額
	カ 保険財政共同安定化事業交付金及び高額医療費共同事業交付金の額
	キ 前期高齢者交付金の額
	ク その他国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

- (2) 基礎賦課総額より保険料率を算定する方法について(第13条関係)

ア 所得割額, 均等割額, 平等割額の賦課総額に対する按分割合を次に掲げる通りとする。

改正案	現 行
所得割額・・・52/100	所得割額・・・50/100
均等割額・・・34/100	均等割額・・・35/100
平等割額・・・14/100	平等割額・・・15/100

イ 均等割額，平等割額の算定に使用する被保険者数及び世帯数について，過去3年度の実績等から推計した数とする。

- (3) 後期高齢者支援金等賦課総額について，表3に掲げる額の見込額から表4に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(第13条の6の2関係)

表3

改正案	現行
国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(後期高齢者支援金等分)の額	後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額

表4

改正案	現行
次に掲げる額の合算額 ア 県及び市の補助金及び貸付金の額 イ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入の額	次に掲げる額の合算額 ア 療養給付費負担金の額 イ 国及び県の調整交付金の額 ウ 国の補助金の額 エ 県及び市の補助金及び貸付金の額 オ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

- (4) 後期高齢者支援金等賦課総額より保険料率を算定する方法について

(第13条の6の5関係)

ア 所得割額，均等割額，平等割額の賦課総額に対する按分割合を次に掲げる通りとする。

改正案	現行
所得割額・・・52/100	所得割額・・・50/100
均等割額・・・34/100	均等割額・・・35/100
平等割額・・・14/100	平等割額・・・15/100

イ 均等割額，平等割額の算定に使用する被保険者数及び世帯数について，過去3年度の実績等から推計した数とする。

- (5) 介護納付金賦課総額について，表5に掲げる額の見込額から表6に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(第13条の7関係)

表 5

改正案	現 行
国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(介護納付金分)の額	介護納付金の納付に要する費用の額

表 6

改正案	現 行
次に掲げる額の合算額 ア 県及び市の補助金及び貸付金の額 イ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入の額	次に掲げる額の合算額 ア 療養給付費負担金の額 イ 国及び県の調整交付金の額 ウ 国の補助金の額 エ 県及び市の補助金及び貸付金の額 オ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

(6) 介護納付金賦課総額より保険料率を算定する方法について

(第13条の10関係)

ア 所得割額、均等割額、平等割額の賦課総額に対する按分割合を次に掲げる通りとする。

改正案	現 行
所得割額・・・52/100	所得割額・・・50/100
均等割額・・・34/100	均等割額・・・35/100
平等割額・・・14/100	平等割額・・・15/100

イ 均等割額、平等割額の算定に使用する被保険者数及び世帯数について、過去3年度の実績等から推計した数とする。

(7) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減に係る所得判定基準の拡充

(第17条関係)

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数と特定同一世帯所属者(※)数の合計数に乗じる金額を27.5万円(現行は27万円)とする。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計数に乗じる金額を50万円(現行は49万円)とする。

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した

後も継続して同一の世帯に属する者をいう。

- (8) 基礎賦課限度額を国民健康保険法施行令に準じるもの（現行は54万円）とする。（第13条の6関係）
- (9) 後期高齢者支援金等賦課限度額を国民健康保険法施行令に準じるもの（現行は19万円）とする。（第13条の6の10関係）
- (10) 介護納付金賦課限度額を国民健康保険法施行令に準じるもの（現行は16万円）とする。（第13条の11関係）
- (11) 普通徴収に係る保険料の納期について、3月に第9期の納期を新たに設ける
(第15条関係)

2 施行期日等

- (1) 平成30年4月1日
- (2) 改正後の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。